

⑦

専決第七号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十一年十一月二十日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金四千五百円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市南田園一丁目一五番地二

久 島 梅 男

三 事故の概要

昭和六十一年十月二十三日午前十時四十分頃、福生市大字福生八七一番地大聖病院
駐車場内において、市所有車と右方向から後進してきた相手車両が接触し、双方の車
両に損害が生じた。

写

專決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年一月八日

福生市長 田村匡雄 印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金十五万九百円

二 損害賠償の相手方 東京都西多摩郡瑞穂町長岡下師岡一一〇番地一四

有限会社秋葉工業

三 事故の概要

昭和六十一年十二月十八日午前九時頃、福生市大字福生九一四番地先路上において、前方から直進してきた相手車両に市所有車の後部扉が接触し、損傷を与えた。

写

専決第二号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年一月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市道の歩行者に係る事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金四千二百円

二 損害賠償の相手方 東京都西多摩郡羽村町羽二二二番地一一

平野 守 人

三 事故の概要

昭和六十二年一月六日午前八時三十分頃、平野守人氏が福生市加美平三丁目四番地先（法務局通り）を歩行中、ふた（木製）が腐食していた雨水排水溝に左脚を落とし、擦過裂傷を負った。

昭和 61 年度

第 4 回

定期監査報告書

総 務 部

庶務職員課・管財課

福生市監査委員

昭和61年度

第4回

福監発第 3094 号

昭和62年2月28日

写

定期監査結果報

1. 監査の概要

福生市長

田 村 匡 雄

福生市議会議長

殿

2. 森 田 治 男

昭和61年4月1日から昭和61年11月30日までの間に

執行された財務に関する事務

福生市監査委員 山 下 久 吉印

3. 監査の実施期間

同 村 尾 栄 次印

昭和61年12月10日から昭和62年1月21日まで

4. 監査の方針

昭和61年度第4回定期監査の結果について

(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

(1) 庶務職員課

ア 予算の執行状況について。

イ 私立幼稚園等に関する事務について。

ウ 文書、管理事務について。

エ 人事、給与事務について。

オ 福利厚生事務について。

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

総務部庶務職員課・管財課

2. 監査の範囲

昭和61年4月1日から昭和61年11月30日までの間に

執行された財務に関する事務

3. 監査の実施期間

昭和61年12月10日から昭和62年1月21日まで

4. 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた総務部庶務職員課・管財課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

(1) 庶務職員課

ア 予算の執行状況について。

イ 私立幼稚園等に関する事務について。

ウ 文書、管理事務について。

エ 人事、給与事務について。

オ 福利厚生事務について。

カ 事務機械等の管理について。

(2) 管財課

ア 予算の執行状況について。

イ 市有財産の記録管理について。

ウ 市営住宅に関する事務について。

エ 施設及び設備等の保守管理について。

オ 契約に関する事務について。

カ 土地建物等の買収等に関する事務について。

II 監査の結果

予算の執行状況及び事務事業は、その事務処理等関係諸帳簿、届出書、報告書等を試査及び確認をし、逐次聴取した結果、予算の執行状況はおおむね順調に推移している。

なお、各種手当及び契約に関する事務については、若干の留意事項が見受けられたので、今後の予算の執行と事務処理に当つては、十分注意して適切に処理されることを望む。

1. 事務分掌は、次のとおりである。

(1) 庶務職員課

庶務係

ア 儀式及び一般表彰に関すること。

イ 国及び都の表彰に関すること。

ウ 私立の各種学校及び幼稚園に関すること。

エ 金銭物品等の寄附募集許可事務に関すること。

オ 文書の収受、発送、審査及び整理保存に関すること。

カ 条例、規則その他の規程の制 改廃に関すること。

キ 公告式に関すること。

ク 市議会の招集及び議案に関すること。

ケ 事務報告書に関すること。

コ 公印の管理に関すること。

サ 帳票の管理に関すること。

シ 書庫及び図書室の管理に関すること。

ス 表彰審査委員会に関すること。

セ 他の部の主管に属さないこと。

ソ 部内及び課内庶務に関すること。

人事係

ア 職員の任免、身分、進退及び賞罰に関すること。

イ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

ウ 職員の配置に関すること。

エ 職員採用の選考及び試験に関すること。

オ 職員の表彰及び感謝状に関すること。

カ 職員団体に関すること。

キ 特別職報酬等審議会に関すること。

ク 東京都市町村公平委員会に関すること。

職員厚生係

ア 職員の研修、福利厚生及び健康管理に関すること。